



市政・議会・選挙

市政情報の提供

行政文書の開示

池田市情報公開条例に基づき、誰でも、市の保有する行政文書の開示を請求することができます。

請求の手続

行政文書開示請求書を市に対し提出します。また、開示請求書の提出は、インターネット、FAX、郵送でも受け付けます。受付および開示を実施するに当たり、市役所2階行政情報コーナーを利用することもできます。

開示決定の期間

開示請求があった日(開示請求書が市に到達した日)から起算して15日以内に開示請求に対する決定をします。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を延長する場合があります。

開示できない情報

池田市情報公開条例第7条に定める不開示情報(個人に関する情報など)

個人に関する情報が含まれる保有個人情報の開示

個人情報の保護に関する法律に基づき、誰でも、市の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

請求の手続

保有個人情報開示請求書を市に対し提出します。請求の際には、保有個人情報の本人であることを示す書類(運転免許証など)を提示してください。受付および開示を実施するに当たり、市役所2階行政情報コーナーを利用することもできます。

開示決定の期間

開示請求があった日(開示請求書が市に到達した日)から14日以内に開示請求に対する決定をします。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を延長する場合があります。

開示できない情報

個人情報保護法第78条に定める不開示情報(開示請求者以外の個人に関する情報など)

審議会などを傍聴できます

市が設置した審議会などの会議は、原則として公開、傍聴できます(非公開の会議もあります)。会議公開のお知らせは広報誌や市ホームページをご覧ください。

行政情報コーナー

☎ 広報広聴課 ☎ 754-6200

市役所2階行政情報コーナーでは、市に関する行政文書を閲覧することができます。また、有料コピー機の利用が可能です。利用時間は、市役所の開庁時間(午前8時45分~午後5時15分)です。

広報刊行物

☎ 広報広聴課 ☎ 754-6202

広報いけだ

市からのお知らせ、催し物などの身近な情報を掲載した広報誌です。原則毎月1日発行で各戸配布しています。点字版や音声版もあり、視覚障がいのある希望者には無料で郵送しています。詳細は P72 をご覧ください。

グラフいけだ

市内の地図と公共施設の一覧を掲載しています。転入された方に総合窓口課でお渡ししているほか、広報広聴課でも配布しています。



池田市ホームページ・SNS一覧

☎ 広報広聴課 ☎754-6202

池田市からのお知らせや施設案内、市の事業概要などの情報を配信しています。

市ホームページ

<https://www.city.ikeda.osaka.jp>

市ホームページ

市SNS



LINE



Facebook



X(旧Twitter)



Instagram



YouTube

市政に皆さんの声を

声のポスト

☎ 広報広聴課 ☎754-6200

市政に関する意見や要望をお寄せいただけるよう、「声のポスト」を設置しています。

設置場所は市役所(1階ロビー)、総合スポーツセンター、上下水道庁舎、市民文化会館、ツナガリエ石橋です。

※市ホームページからも市政に関する意見や要望をメールフォームで受け付けています。

パブリックコメント手続

☎ 行政管理課 ☎754-6215

本市が計画や条例などを策定するときに、その内容(案)を公表し、皆さんからご意見・ご要望などをお寄せいただき、それらを考慮しながら最終案を決めるシステムです。ご意見などについて、本市の考え方や、計画や条例などに反映させた内容なども併せて、市ホームページで公表しています。

みんなでつくるまちの寄付条例(ふるさと納税)

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度です。手続きをすると、寄付金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます(一定の上限あり)。寄付者自身で寄付金の使い道を選ぶことができ、本市では子育てや教育、福祉など14の使い道を用意しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

※池田市民が池田市へ寄付しても、地域の名産品などのお礼の品を受け取ることはできません。



☎ 商工振興課 ☎754-7005

まちづくり出前講座

皆さんとの協働のまちづくりをより一層進めるため、市職員が講師を務め、制度や計画、事業などを分かりやすく理解していただく「まちづくり出前講座」を実施しています。

内容については各担当課へご相談ください。市民と市内に通勤・通学する方が10人以上集まれば開催します。実施日は平日の午前9時～午後9時(1講座90分以内)で、場所は原則市内。会場は皆さんでご用意ください。費用は無料ですが、教材費など実費を負担していただくことがあります。なお、受講希望日の2週間前までに受講申込書(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。

【主なメニュー】

- みんなでつくるまちの基本条例について
- 市の財政状況について
- ハザードマップについて
- 地域分権について
- 消費者トラブルに遭わないために
- 介護予防について
- 池田の歴史と文化について

☎ 広報広聴課 ☎754-6202



自分たちのまちは自分たちでつくろう！地域分権制度

地域分権とは、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」を合言葉に、皆さんが自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする分権型社会の最終目標を掲げた制度のことです。

具体的には、市内の小学校および義務教育学校の通学区ごとに地域内の課題抽出・解決を検討する「地域コミュニティ推進協議会」を設立し、その課題解決に向けた事業提案をしてもらおうというものです。

また、市職員も地域サポーター（ボランティア）として加わっています。協議会と市のつなぎ役を担うとともに、手続きや法制度の面でアドバイスするなど、この仕組みを「地方分権の最終目標に近づくための実践モデル」として、着実に地域に根付かせるために取り組んでいます。

【主な実施事業】

- 安全パトロールの実施
- 協議会活動拠点の整備
- 自主防災・防犯体制の強化
- 地域活性化の推進
- 花いっぱい運動
- 掲示板の設置
- 子育て支援活動
- 防犯カメラの設置

☎コミュニティ推進課 ☎754-6641

議会

市議会の活動

選挙で選ばれた22人の議員によって構成された議決機関です。条例や予算、請願など、市民生活にかかわりの深い案件を審議し結論を出す中で、市民の代表として市政が正しく運営されているかどうかを調査したり、報告を求めるとともに、市民の要望の実現のため市に具体的な提案をしたり、国などに意見を述べ、その実現を図ることを主な活動としています。

議案などは年4回（3・6・9・12月）の定例会のほか、必要に応じて開かれる臨時会で審議されますが、その大部分は市の事務部門に対応して設置された四つの常任委員会（総務、文教病院、厚生、土木消防）で専門的かつ詳細に審査した後に、結論を出すことになっています。また、常任委員会は、定例会閉会後も、結論が出なかった案件を審査したり、その委員会に関係する事項についての現地調査などの活動をしています。特に市民生活に重要な影響を与える問題については、特別委員会を設置して審査します。

請願と陳情

どちらも住民（市外の方、法人も可）が市議会に市政についての要望を申し出ることです。

請願

文書で趣旨、理由、提出年月日、請願者の住所を記載し、請願者が署名または記名押印（法人は所在地および名称を記載し、代表者が署名または記名押印）し、あわせて紹介議員の氏名を署名または記名押印し、議長あてに提出してください。

陳情

提出方法などは請願と同じですが、議員の紹介は不要です。

市議会の傍聴

本会議は、4階の傍聴席入口で、また委員会の傍聴は、3階議会事務局で住所、氏名を記入し、傍聴できます。

また、本会議を傍聴される際に、手話通訳をご利用いただくことができます。

ご希望の方は事前に（おおむね傍聴希望日の5日前までに）議会事務局（FAX 753-5414）までお申し込みください。

市議会の広報

市議会の活動をより多くの市民の方に知っていただくために、「いけだ市議会だより」を年5回（1・2・5・8・11月）1日付けで発行しています。また、録音版も用意していますので、ご希望の方はご連絡ください。

会議録の閲覧

本会議の議事を記録した会議録は市議会事務局、行政情報コーナー、図書館、石橋図書館、ダイバーシティセンターで、委員会の議事を記録した会議録は議会事務局、行政情報コーナーで閲覧できます。また、市ホームページでは、平成10年3月議会からの会議録が閲覧・検索できます。

市議会の録画映像配信

☎議会事務局 ☎754-6170

市議会の本会議の録画映像を市のホームページから視聴することができます。

なお、視聴の際には、「注意（免責）事項」をお読みください。



選挙権・投票方法

選挙の種類と選挙権

衆議院・参議院議員 満18歳以上の日本国民

府知事・府議会議員 満18歳以上の日本国民で、府内の同一市町村に引き続き3カ月以上居住している方
ただし、府内の他の市町村に転出して引き続き選挙権があります

市長・市議会議員 満18歳以上の日本国民で、本市内に引き続き3カ月以上居住している方

選挙人名簿の登録

選挙権があっても、実際に投票するためには選挙人名簿に登録されていることが必要です。

- 選挙人名簿への登録は、毎年3・6・9・12月と選挙が行われるときに、住民基本台帳に基づいて、住所地の選挙管理委員会が行います
- 選挙人名簿に登録される方は、市内に居住している満18歳以上の日本国民で、住民基本台帳に引き続き3カ月以上載っている方です
- 登録要件を満たす方が登録前に転出し、転出先での居住が3カ月に満たず登録されない場合、転出前の住所地で登録されます
- 一度、選挙人名簿に登録されますと、死亡した場合や市外に転出して4カ月を経過した場合などを除き、永久に登録されます

住所を移した方の投票

- 国会議員の選挙は、選挙人名簿に登録されている方であれば、その登録地で投票できます(旧住所地の場合もあります)
- 府議会議員・府知事の選挙は、府外へ住所を移すと投票できません。府内の他の市町村に転出して選挙人名簿にまだ登録されていない場合は、転出前の投票所または期日前投票所でその旨を伝えていただくと、確認後に投票できます
- 市議会議員・市長の選挙は、市外へ住所を移すと投票できません
- 住所を移したときは、必ず、住民異動届を提出してください
- 外国に居住していても国政選挙に参加できる「在外選挙」という制度があります。詳しくは居住する地域を管轄する在外公館または選挙管理委員会にお問い合わせください

期日前投票と不在者投票

選挙管理委員会事務局 ☎754-6150

期日前投票

- 投票日当日、仕事や旅行などのために投票所へ行けない方は、期日前投票ができます
- 期日前投票ができる期間は、公示(告示)日の翌日から投票日の前日までです。期間中は土・日曜日、祝日も投票できます
- 期日前投票ができる時間は、期間中毎日、午前8時30分から午後8時までです。期日前投票所の場所および日時については、選挙によって変更になる場合がありますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

不在者投票

- 投票日当日、仕事や旅行などのために、名簿登録地以外の市区町村に滞在または病院・老人ホームなどの指定施設に入院・入所されている方などは、不在者投票ができます
- 不在者投票の場所は、最寄りの選挙管理委員会、または入院・入所されている病院・老人ホームなどの指定施設です。詳しくは、選挙管理委員会または各指定施設にお問い合わせください
- 不在者投票ができる期間は、公示(告示)日の翌日から投票日の前日までです
- 不在者投票のできる時間は選挙管理委員会の執務時間内となりますので、あらかじめ行かれる選挙管理委員会にお問い合わせください
- 身体障がいのある方および介護が必要な方で特定の基準を満たしている場合には、「郵便等による不在者投票」での投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください

